

給水施設管理業務仕様書

業務場所 別表のとおり

業務内容 水道法及び水道法施行規則に定められた、受水槽の清掃及び設備点検を行う。同時に水質検査も行う。

さらに、障害発生等の緊急時には、24時間体制で迅速に一時対応し、必要な場合には修理を行う。

業務報告 業務終了後、速やかに検査結果及び報告書を提出する。点検時の不備事項（修繕が必要な事項）についても報告する。

その他 点検を実施する日時は、各団地入居者になるべく支障のない日時とし、住宅政策課との打合せの上決定する。点検日時決定後、事前に団地入居者へ通知し、協力を得て行う。

この仕様書に規定されていない事項について疑義が生じた場合は、住宅政策課と相談の上決定するものとする。

仕様書別表

番号	団地名	戸数 (戸)	住所	給水方式	受水槽	水質検査
1	海神三丁目団地	96	海神 3 丁目 28 番	加圧ポンプ方式	○	○
2	二和東第一団地	79	二和東 6 丁目 14 番	圧力タンク方式	○	○
3	藤原団地	88	藤原 2 丁目 6 番	加圧ポンプ方式	○	○
4	三山団地	113	三山2丁目4番	加圧ポンプ方式	○	○

※対象は○、対象外は×